

## 医療観察法データベースの研究利用に関するお知らせ

当院を含む医療観察法指定入院医療機関では、厚生労働省の事業（データベース事業）として、入院対象者の皆様の診療に関する情報を匿名化して集め、データベースに蓄積しています。情報は定期的に集計して統計を作成し、指定入院医療機関の間で共有することで、医療の向上のために活用されています。

データベースの情報は、統計の作成とは別に、研究にも利用されます。このお知らせでは研究利用について説明します。ご自分の情報が研究に利用されることを望まれない場合は情報を利用しないようにしますので、下記の問い合わせ窓口へご連絡ください。情報の研究利用に協力されない場合でも、不利益な扱いを受けることは一切ございません。

研究利用の詳細に関する資料の入手または閲覧をご希望の場合や、個人情報の取り扱いについての通知をご希望の場合も問い合わせ窓口にご照会ください。なお、他の研究参加者の個人情報や研究者の知的財産の保護などの理由により、ご対応・ご回答ができない場合がありますので、予めご了承ください。また、本研究利用は重度精神疾患標準的治療法確立事業（データベース事業）の範囲外で行うものです。

### 1. 対象となる方

過去に医療観察法病棟に入院されたことのある対象者の方々

### 2. 試料情報の提供を行う研究課題名と研究代表者

研究課題名：医療観察法データベースの研究利用における指定入院医療機関への情報の提供

研究期間：2019年6月10日より2029年3月31日まで

研究代表者：国立精神・神経医療研究センター（NCNP）病院 司法精神診療部 部長 平林 直次

### 3. 利用又は提供する試料・情報等と取得方法について

利用又は提供を開始した日 2020年12月

情報等：（どの方の情報であるか分からないように加工されています。）

年齢、性別、診断名、対象行為、入院処遇の情報（入院年月、入院先など）、退院後の状況（通院処遇の有無など）、入院中の治療（処方など）、症状・状態評価の情報、過去の病気などの医学的情報、触法・矯正歴などの法的情報

（取得方法）カルテの診療録から入手

### 4. 試料・情報の利用目的及び利用方法

#### 【研究利用の目的】

これまでに行われた医療観察法入院医療の情報を分析することにより、医療を向上させるための知見を得ることです。

#### 【情報の提供・利用方法】

情報の利用を希望する研究者は、所属先の倫理委員会から計画した研究の承認を得たうえで、研究利活用委員会に審査を申請します。承認された場合、NCNP から研究者に、情報を再匿名化したうえで提供します。なお、データベースの情報を NCNP から研究者に提供することについては、NCNP 倫理委員会の承認を受けています。

#### 【情報の提供先】

指定入院医療機関の職員、およびその共同研究者（別の機関に所属する者も含む）

#### 5. 問い合わせ窓口

この研究課題の詳細についてお知りになりたい方は、下記問い合わせ担当者までお問い合わせください。

研究責任者:安田 新

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

神奈川県立精神医療センター

総務課 倫理委員会事務局

Tel:045-822-0241